

## 第7回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成20年4月18日(金)15:30~16:50
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、引頭専門委員、岡室専門委員、西郷専門委員、三輪専門委員  
審議協力者(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行)  
調査実施者(山根サービス統計室長ほか3名)  
事務局(犬伏統計審査官ほか2名)
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 審議の概要

始めに、前回部会で調査事項の一部追加を行うこととされたことを踏まえ、調査実施者から調査票等の修正案の説明があり、その修正内容について確認を行った後、答申案について審議を行い、取りまとめが行われた。

答申案の審議における委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

#### 「調査方法」について

民間事業者への業務委託については「妥当」と判断しているが、他の指定統計調査における民間委託への影響も考慮すれば、「おおむね妥当」として、調査客体の個別情報に係る秘密保護等について万全を期すよう求めるべきではないか。

#### 「今後の課題」について

事業者の規模に応じ調査事項に精粗の差異を設けた調査票の設計に係る検討については、趣旨がより明確になるよう、『従業者数や売上高等の規模により「把握すべき」事業内容が相違していることに考慮し』として、「把握すべき」を追加すべき。

今後、調査事項について検討すべき事例として掲げられている外注の問題については、何を外注しているかだけでなく、どこにどの程度外注しているかという情報も重要であるため、それらも包含した形の表現となるよう修正すべき。

欠測値の補正方法の検討は、今回、郵送調査で実施する追加業種についても既存の調査対象業種と同程度の回収率の確保が十分に図られることを前提としたものとの理解で良いか。追加業種に係る調査については、あまり安易に回収率が確保できると考えるべきではないのではないか。

調査実施者が想定する回収率が十分に確保できない可能性も有り得るが、次回調査に向けて併せて検討するよう求めている標本調査の導入が実現すれば、現行の調査員調査による調査客体数の範囲内において、今回の追加業種も含め、すべての業種について調査員調査による実施が可能となることも考えられる。

従業者のキャリアなど他の統計調査とのデータ・リンケージによる表章を行うことについても、今後の課題に盛り込むことはできないか。

その問題は、本調査における問題にとどまらず、現在、統計委員会で検討されているビジネスレジスターの構築等の検討の中で解決されるべき。

仮に、事業所単位で、他の統計調査とのデータ・リンケージが可能としても、現行の日本標準職業分類ベースでは、その活動の実態を明らかにするだけの有効なデータを得ることは困難。また、職業分類やデータ・リンケージする統計調査の大幅な見直しも必要であり、答申案に今後の課題として盛り込むほど機が熟していないと考える。

サービス業については、サービスの生産性や外注の問題なども考慮すれば、事業者における事業活動を主業・副業を含めて把握することについて、将来的に検討すべきではないか。

本調査は、平成 17 年調査まで、業界団体名簿を母集団情報としてアクティビティ・ベースで調査していたが、業界団体への加入業者が減少してきたことなどから、主業ベースで業種格付けされた事業所・企業統計調査名簿に母集団情報を変更した経緯がある。

平成 23 年の経済センサスにより、産業大分類ベースで副業も把握可能となる予定であるが、本調査は産業小分類ベースの調査のため、その情報を基にしても主業・副業を含めた調査は困難。また、大企業について産業小分類ベースで事業活動を捉える場合、非常に多岐に亘っていることが一般的であり、一方、小規模の企業における副業は非常に小さく、その把握の必要性及び可能性に係る問題もある。

いずれにしても、現時点では、アクティビティ・ベースで調査するための基礎的な情報がなく、今後、経済センサスを重ねて実施し、将来的に小分類ベースで事業展開の状況の把握が可能となるなど、調査のための基礎的な情報の整備が必要であり、その実現には、かなり長期間を要すると考える。

各事業者において、どのようなアクティビティが行われているかという調査は、経済センサスや工業統計調査、商業統計調査など包括的な調査の中で行われるべきであり、本調査のようにカバーする業種の範囲が狭い調査で把握することは、あまり意味がないものと考ええる。

上記意見を踏まえ、答申案については、「調査方法」及び「今後の課題」に係るの及び の意見を踏まえ、所要の修正を行うこととし、その字句等の修正内容は部会長に一任することで部会において了承され、5月12日(月)開催の統計委員会に諮ることとされた。

また、答申案のほか、部会長報告メモにより、「行政記録(産業財産権の出願人データ)の活用」及び「サービス活動の把握」の2点について、統計委員会に報告することについても了承された。

なお、答申案及び部会長報告メモには盛り込まなかったが、上記の「今後の課題」における意見及び については、答申案の説明の中で、併せて統計委員会に報告することとされた。